答 申 第 ４３ 号
平成15年９月22日

兵庫県公安委員会　様

情報公開審査会
会長　錦　織　成　史

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成１４年７月２６日付け兵公委発第053b-7009号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

１　ＲＳ－７２０ＥＲ形レーダスピードメータ説明書
２　ＲＳ－７２０Ｄ／ＤＲ形レーダスピードメータ説明書
３　ＪＭＡ－２３０レーダ式車両走行速度測定装置取扱説明書
４　定置型レーダスピードチェッカーＥＳ－８Ｈ０１取扱説明書

（別紙）

答　　申

第１　審査会の結論

次の文書に係る部分公開の決定において、非公開とした情報のうち、３の「解除」スイッチ及び「スピーカ断」スイッチに係る部分は公開すべきである。

その余の部分に係る非公開の決定は妥当である。

１　ＲＳ‐７２０ＥR形レーダスピードメータ説明書
２　ＲＳ‐７２０Ｄ／ＤR形レーダスピードメータ説明書
３　ＪMA‐２３０レーダ式車両走行速度測定装置取扱説明書
４　定置型レーダスピードチェッカーＥＳ‐８Ｈ０１取扱説明書

第２　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第１記載の４件の公文書（以下それぞれ「本件公文書１」、「本件公文書２」、「本件公文書３」及び「本件公文書４」という。また、これらを合わせて「本件公文書」という。）の公開請求に対して、兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が平成１４年5月２９日付けで行った部分公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求書、意見書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

⑴　審査請求人が公開を求める本件公文書は、速度取締りにおいて使用される定置式速度測定機の取扱説明や設置方法をまとめたものである。

⑵　警察本部長は、本件公文書３及び同４には情報公開条例（平成１２年兵庫県条例第６号。以下「条例」という。）第６条第２号（法人等の経営上の秘密に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められる情報）に該当する情報が記録されていると説明している。

しかし、本件公文書は「取扱説明書」である。「取扱説明書」とは、取扱いの手法、手続が記載されているものであり、生産技術上のノウハウといった経営上の秘密が記載されているわけがない。

したがって、本件公文書３及び同４に条例第６条第２号に該当する情報が記録されているという警察本部長の説明は失当である。

⑶　次に、警察本部長は、本件公文書には条例第６条第３号（公にすることにより、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）に該当する情報が記録されていると説明している。

しかし、ドップラー式速度測定器は、既に世の中で認知され、多岐にわたり用いられている速度測定の手法であり、非公開にする利益はない。

また、兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）から本件審査の過程において提出された非公開理由説明書では、非公開部分ごとにその理由が記載されているが、次のとおり、いずれも非公開とする理由にはならない。

ア　周波数については、既に公開されている。

イ　速度測定範囲については、公開されたからといって、範囲外の測度違反を行うことは事実上不可能である。

ウ　測定可能距離、レーダー探知距離及び送受信部の設置の使用条件については、公開しても取締りを免れることはできない。

エ　電波形式については、ドップラー式速度測定器の場合、「Ｎ０Ｎ」でしかあり得ない。

オ　そのほか、使用条件、注意事項、取扱方法についても非公開とされている部分があるが、これらを公開しても、速度測定に支障が生じたり、取締りを免れたりすることはない。

第３　諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書、反論書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

１　本件公文書は、定置式速度測定機を製造した法人が、使用者に対し当該測定機の構成、性能、各部の名称と機能、取扱方法等について説明するために作成した取扱説明書である。

２　本件公文書３のうち、計算部に設けられた一部の機能を解除する性能、「解除」スイッチ及び「スピーカ断」スイッチの具体的な使用方法等を記載した部分は、他の法人の製造した同種の機器にはない特別な動作作用について記載した部分である。

本件公文書４のうち、「速度測定系統図」並びに「データ伝送及び音声連絡系統図」は、機器の基本設計回路のブロック構成を示した部分である。

以上の部分は、当該法人独自の技術や設計思想が記載されたものであり、経営上の秘密に関する情報として、条例第６条第２号に該当するものと考えられるので、非公開としたものである。

３　本件公文書に記載された下記⑴から⑷までの部分については、捜査の手法に関する情報であり、これを公にすると、下記⑴から⑷までのとおり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認めるにつき相当の理由があると考えられる。

⑴　送信周波数、測定可能距離、レーダ探知距離及び送受信部の設置の使用

条件については、これらを公にすると、取締り場所の事前探知が可能となるため、取締り場所以外の速度違反が実行されるおそれがある。

⑵　速度測定範囲については、これを公にすると、速度測定範囲外の速度違反を誘発するおそれがある。

⑶　送信周波数、連絡用無線機の使用周波数及び電波形式については、これらを公にすると、妨害電波発射や盗聴・傍受により、対抗措置が講じられるおそれがある。

⑷　そのほか、使用条件、注意事項及び取扱方法に関する記述があるが、これらを公にすると、速度測定に支障を生じさせる行為が容易に行われるおそれがある。

⑸　なお、審査請求人は、送信周波数及び連絡用無線機の使用周波数が既に公開されていると主張しているが、公開されている周波数割当計画を見ても、上記周波数は記載されていない。

また、審査請求人は、ドップラー式の手法を使う場合、電波形式は「ＮＯＮ」でしかあり得ないと主張しているが、その場合であっても、電波形式は限定されているとは限らない。

以上のとおりであるから、これらの部分は条例第６条第３号に該当するものと考えられるので、非公開としたものである。

第４　審査会の判断

１　本件公文書の概要

本件公文書は、警察本部長が速度違反取締りにおいて使用する定置式速度測定機４機種それぞれの取扱説明書であり、各々の製造者が作成し、警察本部長が取得し、保有しているものである。

２　条例第６条第２号の該当性について

⑴　警察本部長は、次の部分の情報を条例第６条第２号に該当するとして非公開としている。

本件公文書３のうち、別表３の①から同④まで
本件公文書４のうち、別表４の①及び同②

⑵　条例第６条第２号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨と解される。

⑶　諮問庁は、上記⑴に掲げた情報は、各公文書を作成した法人独自の技術や設計思想に関わるものであり、経営上の秘密に関する情報として、条例第６条第２号に該当すると主張するので、この点について以下検討する。

⑷　本件公文書３のうち、別表３の①、同②及び同④は「解除」スイッチの性能や取扱説明であり、同③は「スピーカ断」スイッチの取扱説明である。

　これらのスイッチが存在すること自体は、本件公開請求において公開されている。さらに、これらのスイッチの性能や取扱いを非公開とした理由についての諮問庁の説明は、そこに本件公文書３を作成した法人独自のものがあるという点にとどまっており、当該法人にとっての特段の企業秘密がその中に含まれているという点について十分な説明が行われなかった。

⑸　次に、本件公文書４のうち、別表４の①は速度測定の回路を示した系統図であり、同②はデータ伝送及び音声連絡の回路を示した系統図である。

　これらの系統図は、設計に当たっての基本的な考えを表したものであって、本件公文書４を作成した法人の独自の技術、設計思想を示すものであると言うことができる。

⑹　したがって、上記⑴に掲げた情報のうち、本件公文書４に係る情報は、公文書を作成した法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより当該法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものであって、条例第６条第２号に該当すると考えられるが、本件公文書３に係る情報は、そのような点は認められず、同号には該当しないものと判断する。

３　条例第６条第３号の該当性について

⑴　警察本部長は、次の部分の情報を条例第６条第３号に該当するとして非公開としている。

　本件公文書１のうち、別表１の①から同⑫まで
　本件公文書２のうち、別表２の①から同⑨まで
　本件公文書３のうち、別表３の⑤から同⑯まで
　本件公文書４のうち、別表４の③から同⑭まで

⑵　条例第６条第３号は、公開請求に係る公文書に「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することを目的とした趣旨と解される。

(3)　諮問庁は、上記(1)に掲げた情報は、捜査の手法に関する情報であり、これを公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認めるにつき相当の理由があるとして、条例第６条第３号に該当すると主張するので、この点について以下検討する。

(4)　上記(1)に掲げた情報を内容別に見ると次のように分類することができる。

ア　速度取締りに使用する周波数等

送信周波数及び連絡用無線機の使用周波数並びに電波形式に関する情報

イ　速度測定範囲

速度測定が可能な速度の範囲及び表示範囲に関する情報

ウ　測定可能距離

速度測定が可能な送受信部から被測定車両までの距離に関する情報

エ　レーダ探知距離

送受信部から発射される電波がレーダ探知されるまでの距離に関する情報

オ　使用方法、注意事項等

一定の状況の下で速度測定に支障を生じさせない具体的な使用方法等に関する情報

(5)　審査請求人は、上記(4)のうち、アの周波数は公表されており、同じくアの電波形式は一種類に限定されていると主張しているが、使用されている周波数が公表されているという事実は認められず、電波形式についても、原理上一種類に限定されているとは言えない。

上記(4)のうち、アが公になると、一部の者により、盗聴、妨害電波の発信、取締り現場の察知等が行われるおそれがある。

また、上記(4)のうち、イ、ウ及びエが公になると、一部の者により、それを逆手にとった違法行為や取締りを逃れる行為がなされるおそれがある。

さらに、上記(4)のうち、オが公になると、速度取締りが実効性を失う具体的な条件が明らかになり、一部の者により、これを逆手に取った違法行為や取締りを逃れる行為がなされるおそれがある。

なお、これらのおそれに関しては、審査の場において、諮問庁から取締りの現況や全国における実例等についての報告が行われ、上記のような事態の発生の可能性について若干の説明がなされた。

本件は定置式速度測定機についての公開請求であり、定置式速度測定機が使用されるのは一般の交通取締りに限定されるものでないことに鑑みると、上記(1)に掲げた情報について、公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと警察本部長が判断したことには相当の理由があると認められる。よって、これらの情報は、条例第６条第３号に該当すると言うことができる。

４　以上のことから、「第１　審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表１

	警察本部長が非公開とした部分	頁	適用条文
	１　「３．本装置の主要性能」のうち、次に掲げる部分		第６条 第３号
	⑴　「レーダスピードメータ」関係		
①	○　送信周波数	6	
②	○　速度測定範囲	6	
③	○　測定可能距離	6	
④	○　速度測定確度（投射角０°）のうち、速度測定範囲を記載した部分	6	
⑤	○　レーダ探知距離	6	
	⑵　「連絡用無線機」関係		
⑥	○　使用周波数	7	
	２　「４．装置各部の名称と機能」のうち、次に掲げる部分		
	「送受信機」関係		
⑦	○　警報速度設定／年月日時分設定スイッチのうち、速度測定範囲を記載した部分	10	
⑧	○　シャッタモニタ、シャッタ出力及び測定距離制限設定切替のうち、測定距離制限設定値を記載した部分	11	
	３　「５．取扱方法」のうち、次に掲げる部分		
	⑴　「取扱上の注意事項」関係		
⑨	○　送受信機の設定のうち、測定距離制限設定値を記載した部分	26	
	⑵　「使用前の点検」関係		
⑩	○　試験走行のうち、測定距離制限設定値を記載した部分及び同設定値を示した図	44 45	
	⑶　「測定方法」関係		
⑪	○　設定のうち、測定距離制限設定値を記載した部分	46	
⑫	○　操作のうち、測定距離制限設定時の印字内容を示した表の測定距離制限設定値を記載した部分	47	

別表２

	警察本部長が非公開とした部分	頁	適用条文
	１　「３．本装置の主要性能」のうち、次に掲げる部分		第６条 第３号
	⑴　「レーダスピードメータ」関係		
①	○　送信周波数	5	
②	○　速度測定範囲	5	
③	○　測定可能距離	5	
④	○　速度測定確度（投射角０度）のうち、速度測定範囲を記載した部分	5	
⑤	○　レーダ探知距離	5	
	⑵　「連絡用無線機」関係		
⑥	○　使用周波数	5	
	２　「４．装置各部の名称と機能」のうち、次に掲げる部分		

	「速度表示装置」関係		
⑦	○　警報設定スイッチのうち、速度測定範囲を記載した部分	10	
	3　「５．取扱方法」のうち、次に掲げる部分		
	⑴　「取扱上の注意事項」関係		
⑧	○　送受信装置の設定のうち、投射角「25 度」で使用する場合の具体的な使用条件	24	
	⑵　「電波スイッチの使用方法」関係		
⑨	○　送受信装置設置投射角０～10 度時及び 25 度時の電波スイッチ使用方法の図並びに使用方法の具体的な目安	46 47	

別表３

	警察本部長が非公開とした部分	頁	適用条文
	1　「第１章 概説」のうち、次に掲げる部分		第６条 第２号
	「性能」関係		
①	○　計算部のうち、解除の性能	7	
	2　「第３章 取扱方法」のうち、次に掲げる部分		
	⑴　「機器各部の名称と機能」関係		
②	○　計算部のうち、「解除」スイッチの具体的な使用方法	11	
③	○　データ受信部のうち、「スピーカ断」スイッチの具体的な使用方法	15	
④	⑵　「計算部の取扱方法」関係		
	○　制限解除の方法	40	
	1　「第１章 概説」のうち、次に掲げる部分		第６条 第３号
	「性能」関係		
⑤	○　検出部のうち、電波形式及び周波数	6	
⑥	○　計算部のうち、速度測定範囲及び同範囲を記載した部分	6、7	
⑦	○　データ受信部のうち、速度表示範囲	7	
⑧	○　超短波無線電話装置のうち、電波形式及び周波数	7	
⑨	2　「第２章 速度測定の原理」のうち、送信周波数	11	
	3　「第３章 取扱方法」のうち、次に掲げる部分		
	⑴　「機器配置と接続方法」関係		
⑩	○　２点測定（有線伝送）のうち、設置角度 27°で使用する場合の具体的な測定上の注意事項を記載した部分	26	
	⑵　「計算部の取扱方法」関係		
⑪	○　電波投射角 27°の「スタート」スイッチの操作のうち、具体的な取扱方法を記載した部分	38	
⑫	○　電波投射角０°の「スタート」スイッチの操作のうち、具体的な取扱方法を記載した部分	39	
	⑶　「速度測定の方法」関係		
⑬	○　選択測定の場合の具体的な使用方法を記載した部分	51	
⑭	○　連続測定の場合の具体的な使用方法を記載した部分	51	
	4　「第４章 測定上の注意」のうち、次に掲げる部分		

⑮	⑴　「検出部の設置角度を27°としたとき」関係 　○　使用条件並びに図を含む具体的な使用方法及び条件を記載した部分	52 53	
⑯	⑵　「検出部の設置角度を０～10°としたとき」関係 　○　具体的な使用方法を記載した部分	54	

別表４

	警察本部長が非公開とした部分	頁	適用条文
	「５　動作説明」のうち、次に掲げる部分		第６条第２号
	⑴　「速度測定の動作説明」関係		
①	○　速度測定系統図	13	
	⑵　「データ伝送および音声連絡の動作説明」関係		
②	○　データ伝送および音声連絡系統図	14	
	１　「３　性能」のうち、次に掲げる部分		第６条第３号
	「性能」関係		
③	○　送受信周波数	6	
④	○　測定速度範囲	6	
⑤	○　測定可能距離（中型自動車用）／感度切替のうち、測定可能距離を記載した部分	6	
⑥	○　測定確度のうち、測定速度範囲を記載した部分	6	
⑦	○　測定表示のうち、測定表示範囲を記載した部分	6	
⑧	○　印字信号送信部、印字信号受信部の送受信周波数／電波形式	7	
	２　「４　速度測定の原理」のうち、次に掲げる部分		
	「速度測定の誤差」関係		
⑨	○　表のうち、測定速度範囲を記載した部分	9	
	３　「５　動作説明」のうち、次に掲げる部分		
	「速度測定の動作説明」関係		
⑩	○　送受信部のうち、周波数を記載した部分	11	
	４　「６　取扱方法」のうち、次に掲げる部分		
	⑴　「機器の設置と収納」関係		
⑪	○　送受信部の設置のうち、使用条件を記載した部分	15	
⑫	○　設置図（２点取締）のうち、測定可能距離を記載した部分	18	
⑬	○　測定部のみで測定する場合の設置図（１点取締）のうち、測定可能距離を記載した部分	19	
	⑵　「取り扱い上のお願い」関係		
⑭	○　測定上の注意のうち、具体的な使用方法及び条件を記載した部分	50	

（参考）

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
１４． ７．２６	・ 諮問書の受領
１４． ８．１３	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
１４．１１．１３ （第１３９回審査会）	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
１５． １． ６ （第１４０回審査会）	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
１５． ２． ３ （第１４１回審査会）	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
１５． ３．１１ （第１４２回審査会）	・ 審議
１５． ４．２２ （第１４３回審査会）	・ 審議
１５． ５．２７ （第１４４回審査会）	・ 審議
１５． ５．２８	・ 審査請求人の意見書の受領
１５． ６．２０	・ 諮問庁の反論書の受領
１５． ６．２５ （第１４５回審査会）	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
１５． ８． ５	・ 審査請求人の反論書の受領
１５． ８． ６ （第１４６回審査会）	・ 審議
１５． ８．２６	・ 諮問庁の再反論書の受領
１５． ８．２７ （第１４７回審査会）	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
１５． ９．２２ （第１４８回審査会）	・ 審議 ・ 答申